

(平成23年5月18日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認千葉地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	30 件
国民年金関係	7 件
厚生年金関係	23 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	28 件
国民年金関係	16 件
厚生年金関係	12 件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和62年7月から63年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 35 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 7 月から 63 年 3 月まで

私は、昭和62年7月に会社を退職後、市役所出張所で国民健康保険と国民年金の加入手続を一緒に行った。加入手続後に納付書が届いたので、申立期間の国民年金保険料を郵便局で納付したのに、未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は9か月と短期間であり、申立人は、国民年金の被保険者期間において申立期間を除き国民年金保険料を全て納付していることから、納付意識の高さが認められる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の第1号被保険者の資格記録及び第3号被保険者の該当処理日から、申立人の国民年金の加入手続は昭和63年7月頃に行われたものと推認され、この時点で、申立期間は保険料を過年度納付することが可能な期間である上、オンライン記録において、同年7月25日に過年度納付書が作成されていることから、申立人が加入手続を行った際、申立期間の保険料を納付する意思があったものと考えられる。

さらに、申立人が、申立期間直後の昭和63年4月から同年9月までの保険料を平成元年3月に一括納付していることから、申立人が申立期間の保険料を納付していたものと考えても特段不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成5年9月から6年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和45年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年9月から6年2月まで

私は、申立期間当時、国民年金保険料の納付が困難だったので、平成6年4月に妻がA市役所へ免除の申請に行ったが、窓口の市職員に過去の未納期間については免除申請できないと言われたため、同年3月からの申請を行い、過去の未納期間については市役所内にあったATMでお金を引き出し、夫婦二人分の申立期間の保険料を一括で同市職員に納付したのに、申立期間が未納となっているので年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の妻が平成6年4月にA市役所へ国民年金保険料納付免除の申請に行った際、申立期間の国民年金保険料を納付したと主張しているところ、オンライン記録より、申立人の同年3月から7年3月までの免除申請が6年4月26日に行われていることが確認でき、この時点において、申立期間の保険料は現年度納付が可能である。

また、申立人は保険料半額免除及び4分の3免除の期間に係る保険料納付を履行するなど、納付意識の高さが認められる。

さらに、申立人は申立期間以外に未納期間は無く、申立期間は6か月と短期間であることを踏まえると、申立期間の保険料は納付していたものと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 千葉国民年金 事案 3533

### 第1 委員会の結論

申立人の平成5年11月から6年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和46年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年11月から6年2月まで

私は、申立期間当時、国民年金保険料の納付が困難だったので、平成6年4月にA市役所へ免除の申請に行ったが、窓口の市職員に過去の未納期間については免除申請できないと言われたため、同年3月からの申請を行い、過去の未納期間については同市役所内にあったATMでお金を引き出し、夫婦二人分の申立期間の保険料を一括で同市職員に納付したのに、申立期間が未納となっているので年金記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成6年4月にA市役所へ国民年金保険料納付免除の申請に行った際、申立期間の国民年金保険料を納付したと主張しているところ、オンライン記録より、申立人が同年3月から7年3月までの免除申請を6年4月26日に行ったことが確認でき、この時点において、申立期間の保険料は現年度納付が可能である。

また、申立人は保険料半額免除及び4分の3免除の期間に係る保険料納付を履行するなど、納付意識の高さが認められる。

さらに、申立人は申立期間以外に未納期間は無く、申立期間は4か月と短期間であることを踏まえると、申立期間の保険料は納付していたものと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成2年2月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 36 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 56 年 10 月から 57 年 3 月まで  
② 昭和 57 年 6 月から 58 年 7 月まで  
③ 平成 2 年 2 月

申立期間①については、母が私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれた。また、私が会社を退職した後も母が家族の保険料と合わせて申立期間②の保険料を納付してくれた。その後も平成2年1月に会社を退職した私のために、母が市役所で国民年金の再加入手続を行い、申立期間③の保険料を納付してくれたはずである。申立期間①、②及び③の保険料が未加入及び未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和58年8月に国民年金に加入して以降、申立期間③を除き国民年金保険料の未納は無く、申立人の保険料を納付したとする申立人の母は、自身の保険料を完納していることから、申立人及びその母の納付意識の高さがうかがえる。

また、申立期間③は1か月と短期間であり、前月の保険料が納付済みであることを考え合わせると、申立人の母が申立期間③の保険料を納付していたものとするのが自然である。

一方、申立人は申立人の母が国民年金の加入手続を行ってくれたと申述しているところ、申立人の所持する年金手帳には「初めて被保険者となった日」が昭和 58 年 8 月 1 日と記載されており、資格取得日はオンライン記録とも一致する上、オンラインによる氏名検索及び国民年金手帳記号番

号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないことから、同年8月1日以前の申立期間①及び②は国民年金に未加入の期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間である。

また、申立期間①及び②の保険料を納付していたとする申立人の母は、加入手続の時期及び保険料の納付方法を具体的に記憶していないため、加入手続及び保険料納付の状況は不明である。

さらに、申立期間①及び②の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成2年2月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和49年7月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 7 月 から 50 年 3 月 まで

私は、申立期間当時はA区の事業所で働いていたが、厚生年金保険に加入していない事業所であったので、国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していたのに申立期間が未納とされていることは納得できない。昭和49年度分の保険料を昭和49年6月に前納したときの領収証書を所持しているので、申立期間を納付済期間に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する昭和49年度の国民年金保険料納入通知書兼領収証書には、「第1期」欄は金融機関において昭和49年6月25日に納付した領収日付印があるが、「第2期」及び「第3期」欄には領収日付印が無く、「第4期」欄には同一金融機関における領収日付印が3重に押されており、押印方法に不自然さが見受けられる。

しかし、領収日付印が重複して押されたことについて領収の取消し等を行った記載は無いことから、当該領収日付印は有効なものであり、当該領収日付印から、第2期、第3期及び第4期の国民年金保険料は昭和49年6月25日に金融機関において領収されたと考えるのが妥当である。

また、申立期間は9か月と短期間であり、前後の期間の保険料は納付済みである上、申立人は申立期間後の昭和60年5月及び同年6月が未加入期間となっている以外は、厚生年金保険及び第3号被保険者への切替手続を適切に行っている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 30 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 4 月から同年 6 月まで

私は、夫が昭和 59 年 3 月に退職した後、夫と A 市役所へ行き、国民年金の加入手続を行った。その後、市役所に申立期間の国民年金保険料が未納であることを確認し、再度夫と市役所へ行き、国民年金の担当窓口で夫婦二人分の保険料を一括納付したのに、申立期間が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の任意加入者の資格取得日から、昭和 61 年 3 月頃に夫婦連番で払い出されており、同時期、申立人は国民年金の加入手続を行ったことが推認でき、加入時点において、申立期間の国民年金保険料は過年度納付することが可能である。

また、オンライン記録において、申立人は加入手続を行った直前の昭和 59 年 7 月から 61 年 3 月までの保険料を現年度及び過年度納付している上、加入直後の同年 4 月以降については口座振替により保険料を納付しており、申立人は加入時点において納付可能な保険料を納付する意思を有していたことがうかがえる。

さらに、申立人は国民年金の加入手続後に市役所から年金手帳の送付を受けたときの封筒を所持しており、当該封筒には申立期間の保険料を納付したとするメモ書きがあり、当該封筒に押された消印が昭和 61 年 3 月 27 日であることを踏まえると、申立人は申立期間の保険料を同日以降に過年度納付していたと考えても特段不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 30 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 4 月から同年 6 月まで

私は、昭和 59 年 3 月に退職した後、妻と A 市役所へ行き、国民年金の加入手続を行った。その後、市役所に申立期間の国民年金保険料が未納であることを確認し、再度妻と市役所へ行き、国民年金の担当窓口で夫婦二人分の保険料を一括納付したのに、申立期間が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の任意加入者の資格取得日から、昭和 61 年 3 月頃に夫婦連番で払い出されており、同時期、申立人は国民年金の加入手続を行ったことが推認でき、加入時点において、申立期間の国民年金保険料は過年度納付することが可能である。

また、オンライン記録において、申立人は加入手続を行った直前の昭和 59 年 7 月から 61 年 3 月までの保険料を現年度及び過年度納付している上、加入直後の同年 4 月以降については口座振替により保険料を納付しており、申立人は加入時点において納付可能な保険料を納付する意思を有していたことがうかがえる。

さらに、申立人は国民年金の加入手続後に市役所から年金手帳の送付を受けたときの封筒を所持しており、当該封筒には申立期間の保険料を納付したとするメモ書きがあり、当該封筒に押された消印が昭和 61 年 3 月 27 日であることを踏まえると、申立人は申立期間の保険料を同日以降に過年度納付していたと考えても特段不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準賞与額の記録は、事後訂正の結果、平成18年5月24日は141万9,000円、同年11月27日は150万円、19年5月28日は82万3,000円、同年11月27日は112万7,000円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の18年5月24日は126万7,000円、同年11月27日は120万1,000円、19年11月27日は58万6,000円とされているが、申立人は、申立期間について、18年5月24日については141万9,000円、同年11月27日については146万3,000円、19年5月28日については80万3,000円、19年11月27日は112万7,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を18年5月24日は141万9,000円、同年11月27日は146万3,000円、19年5月28日は80万3,000円、同年11月27日は112万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 18 年 5 月 24 日  
② 平成 18 年 11 月 27 日  
③ 平成 19 年 5 月 28 日  
④ 平成 19 年 11 月 27 日

私は、申立期間にA社からB社へ在籍出向をし、傘下のC事業所で勤務し、賞与を支給されていた。しかし、A社は、当初、間違った賞与支払届を提出し、平成22年11月11日付けで申立期間に係る賞与支払訂正届を社会保険事務所（当時）に提出したが、既に時効になっているとして、

記録は訂正されたが年金額には反映されない取扱いとなっているので、年金額に反映されるよう訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の申立期間①に係る標準賞与額は、当初126万7,000円、申立期間②は120万1,000円、申立期間④は58万6,000円と記録されているところ、当該期間に係る厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成22年11月11日に申立期間①は141万9,000円、申立期間②は150万円、申立期間③は82万3,000円、申立期間④は112万7,000円に訂正されたところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額計算の基礎となる標準賞与額は、当該訂正後の標準賞与額ではなく、当初記録されていた各申立期間に係る標準賞与額となっている。

しかし、申立人から提出された賞与支払に係る領収書により、申立人は、当初届けられた賞与額に基づく標準賞与額より高い保険料を控除されていることが確認できる。

また、特例法に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは事業主が源泉控除していたと認められる保険料又は申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、申立期間に係る賞与支払に係る領収書により、平成18年5月24日は141万9,000円、同年11月27日は146万3,000円、19年5月28日は80万3,000円、同年11月27日は112万7,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立期間①、②及び④については社会保険事務所に提出した賞与支払届で誤った支給額を届け出たことを、申立期間③については、賞与支払届を提出していなかったことを認めていることから、事業主は、当該賞与に係る保険料（訂正前の標準賞与額に基づく保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 千葉厚生年金 事案 3512

### 第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得日は昭和41年5月20日、資格喪失日は42年7月21日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、1万4,000円とすることが妥当である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年5月20日から42年7月21日まで

私は、申立期間にA社に勤務していたが、この期間が厚生年金保険の加入記録から欠落しているので、訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人は、昭和41年5月20日から42年7月20日までA社に勤務していたことが確認できる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同姓同名で生年月日が一致するオンライン記録に統合されていない未統合の記録（資格取得日は昭和41年5月20日、資格喪失日は未記載）が確認できることから、当該厚生年金保険被保険者記録は申立人の記録であると判断することができる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和41年5月20日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、雇用保険の離職日の翌日の42年7月21日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、当該未統合記録から1万4,000円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は、昭和55年10月11日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額は、30万円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年10月31日から55年10月11日まで  
私が勤務していたA社は、昭和55年10月に廃業しているが、廃業するまで勤務していたので厚生年金保険の被保険者記録を回復してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人は、A社を昭和55年10月10日に離職していることが確認できる。

また、オンライン記録により、当該事業所は、昭和55年10月11日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人の資格喪失届は、その約2か月後の同年12月2日付けで、遡及して54年10月30日と記録されていることが確認できる。

さらに、昭和55年12月2日付けで申立人を除く27人も2か月から13か月遡及して資格喪失処理が行われており、社会保険事務所（当時）において、このような処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人の資格喪失処理に係る記録は有効なものとは認められず、申立人の資格喪失日は、雇用保険の離職日の翌日である昭和55年10月11日であると認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記被保険者名簿における昭和54年10月の記録から、30万円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 1 月 16 日から同年 5 月 31 日まで  
② 昭和 35 年 6 月 15 日から 40 年 12 月 21 日まで

私は、A社で昭和40年12月21日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失した後、42年4月28日に脱退手当金を支給されたことになっているが、41年4月に双子を出産したため、その支給されたとする時期には、社会保険事務所（当時）へ出向く暇も無かった。脱退手当金は請求した覚えも受け取った覚えも無いので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約1年4か月後の昭和42年4月28日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、異なる番号で管理されている厚生年金保険被保険者期間について脱退手当金を支給する場合には、番号の重複取消を行った上で支給することとなるが、申立期間①及び②はそれぞれ異なる番号で管理されていたにもかかわらず、重複取消が行われていない。

さらに、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間より前の2回の被保険者期間がその計算の基礎とされておらず未請求となっており、申立人が請求に当たりこれを失念するとは考え難い上、申立期間②と未請求となっている被保険者期間のうちの一つの期間が同一の番号で管理されているにもかかわらず、申立期間についてのみ脱退手当金が支給されており、事務処理上不自然である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和41年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年4月1日から同年5月1日まで

私は、昭和40年11月にA社に入社したが、当時厚生年金保険の適用事業所になっていなかったため、親会社であるB社で厚生年金保険に加入した。その後、A社は41年4月1日に適用事業所となったが、私の厚生年金保険被保険者の資格取得日が同年5月1日となっているため、1か月の空白期間がある。私は、この期間も継続して当該事業所にC（職種）として勤務し、厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚の供述から判断すると、申立人は、申立期間において継続してA社に勤務していたことが推認できる。

また、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、当該事業所は昭和41年4月1日に厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できる。

さらに、申立人は、「A社の採用面接を受けて昭和40年11月1日に採用されたが、受け取った健康保険証の事業所名が親会社のB社になっていたため、A社は社会保険の適用事業所になっていないことを知った。上司に相談して、社会保険事務所（当時）の指導を受けて同社の適用手続を行ったのに、自分も含め複数の従業員に1か月の空白があることは信じられ

ない。申立期間の厚生年金保険料は、同社から控除されていたと思う。」と供述しているところ、41年4月1日にB社における被保険者資格を喪失し、同年5月1日にA社における被保険者資格を取得した12名のうち6名から文書による回答があり、そのうち5名は、「申立期間において同社に継続して勤務しており、給与から保険料が控除されていた。」と証言している上、そのうちの1名（申立人と同期入社）の証言は、申立人の供述内容と符合しており、申立人の供述内容に信ぴょう性が認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和41年5月の社会保険事務所の記録から、4万5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に解散し、元事業主の所在も不明であることから確認できず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。



## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、昭和40年9月については1万6,000円、42年7月から同年9月までは2万円、43年10月は3万6,000円、同年11月は3万9,000円、同年12月及び44年1月は3万6,000円、同年3月及び同年4月は3万6,000円、同年5月から同年9月までは4万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 9 月 1 日から同年 10 月 1 日まで  
② 昭和 42 年 7 月 1 日から同年 10 月 1 日まで  
③ 昭和 43 年 10 月 1 日から 44 年 10 月 1 日まで

私は、A社で勤務した期間とB社C事業所で勤務した期間のうち、実際に給与から控除されていた厚生年金保険料とねんきん定期便に記載されている標準報酬月額の保険料納付額が相違している期間がある。給与明細書があるので確認してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②については、申立人が提出した給与明細書からは、A社における厚生年金保険料控除が翌月控除だったか当月控除だったかは判断できないものの、原則として翌月控除とされていること、及び当月控除だったことをうかがわせる事情は見当たらないことから、同社における保険料控除は翌月控除だったものと推認できる。

また、申立人は、申立期間①及び②の標準報酬月額の相違について申し立てしているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険の給付が行われるのは、

事業主が源泉徴収していたと認められる保険料額又は申立人の報酬月額  
のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標  
準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間①及び②の標準報酬月額については、  
申立人が所持するA社の給与明細書において確認できる保険料控除額又  
は報酬月額から、昭和40年9月は1万6,000円、42年7月から同年9月  
までは2万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①及び②の保険料を納付する義  
務を履行したか否かについては、元事業主は不明と回答しており、これ  
を確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかで  
ないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、  
事業主が、給与明細書で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬  
月額の届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、  
これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行っ  
たとは認められない。

2 申立期間③については、申立人は、申立期間③の標準報酬月額の相違  
について申し立てしているところ、特例法に基づき標準報酬月額を改定又  
は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険の給付が行われるのは、事  
業主が源泉徴収していたと認められる保険料額又は申立人の報酬月額  
のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標  
準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の当該期間の標準報酬月額については、申立人が  
所持するB社C事業所の給与明細書において確認できる報酬月額から、  
昭和43年10月は3万6,000円、同年11月は3万9,000円、同年12月及び44  
年1月は3万6,000円、同年3月及び同年4月は3万6,000円、同給与明  
細書において確認できる保険料控除額から、同年5月から同年9月まで  
は4万2,000円とすることが妥当である。

一方、申立期間③のうち昭和44年2月については、申立人が所持する  
当該期間に係る給与明細書により、オンライン記録の標準報酬月額に見  
合う保険料より高い金額が給与から控除されているが、同月の給与支給  
合計額に見合う標準報酬月額はオンライン記録と一致していることから、  
特例法による保険料給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

なお、事業主が申立人に係る申立期間③のうち昭和44年2月を除く期  
間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明  
と回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらな  
いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、給与明細書で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 千葉厚生年金 事案 3517

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C営業所における資格喪失日に係る記録を昭和38年4月4日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和8年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和38年1月21日から同年4月4日まで

私は、昭和28年8月にD社に入社し、34年に同社がA社と合併してB社になった後も、平成5年3月末に退職するまで同社及びその関連会社に勤務していた。昭和36年9月に同社E営業所に異動になり、39年3月に同社F営業所に異動になるまで継続して勤務していたが、その途中の申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が欠落している。同社E営業所が厚生年金保険の新規適用事業所となるまでは、A社C営業所で厚生年金保険に加入していたので、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

G社（B社の親会社）が提出した社員名簿、雇用保険の加入記録及び元同僚の証言から判断すると、申立人はB社及びその関連会社に継続して勤務し（厚生年金保険の適用上はA社C営業所からB社E営業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、G社の人事課担当者の証言から昭和38年4月4日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C営業所における昭和37年12月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を平成10年1月から同年4月までは47万円、同年10月から同年12月までは36万円、11年1月から同年5月までは47万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成10年1月1日から同年5月1日まで  
② 平成10年10月1日から11年6月8日まで

申立期間については、私のA社における標準報酬月額が不当に減額されている。当時、私は親会社であるB社の事業主に頼まれA社の取締役就任したが、社会保険関係の事務手続に関与する立場でなかったため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成10年1月から同年4月までは47万円、同年5月から同年12月までは36万円、11年1月から同年5月までは47万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった同年6月8日以降の同年6月9日付けで、10年1月から同年4月までは36万円、同年10月から11年5月までは20万円にそれぞれ遡及して訂正されていることが確認できる。

また、A社においては、申立人のほかにも一人が同様に標準報酬月額の遡及訂正処理が行われている。

さらに、A社の商業登記簿謄本により、申立人は、上記遡及訂正時点で同社の唯一の取締役であったことが確認できるものの、同社の前事業主は、「当時、仕事の指示は親会社であるB社の事業主が行い、申立人はC（職種）の仕事をしており、社会保険関係手続には関与していなかった。」と

供述している上、申立人は、「A社の社判及び代表者印はB社の金庫に保管されており、B社の事業主が管理し、その了解を得て使用していた。」と供述しており、A社の前事業主も同様の供述をしている。

加えて、B社はA社と同日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、B社の事業主の標準報酬月額も申立人と同様に遡って減額訂正されていることが確認できる。

以上のことから判断すると、申立人は、上記標準報酬月額の遡及訂正処理に関与していないと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所においてこのような処理を行うべき合理的な理由は見当たらず、標準報酬月額の記録訂正は有効なものとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、平成10年1月から同年4月までは47万円、同年10月から同年12月までは36万円、11年1月から同年5月までは47万円に訂正することが必要である。

## 第1 委員会の結論

申立人のA事業所（現在は、B事業所）に係る被保険者記録は、資格取得日が平成8年7月1日、資格喪失日が9年1月1日とされ、当該期間のうち、8年12月29日から9年1月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該事業所における資格喪失日を9年1月1日とし、申立期間の標準報酬月額を59万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和37年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年12月29日から9年1月1日まで

私は、平成8年7月1日から同年12月末までA事業所に在籍していたはずであるのに、退職する前の8年12月29日から同年12月31日までの有給休暇及び年末年始特別休暇取得分が考慮されず、厚生年金保険被保険者の資格喪失日が同年12月29日とされ、厚生年金保険の被保険者記録が1か月間欠落しているので調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人のA事業所に係る厚生年金保険被保険者記録は、資格取得日が平成8年7月1日、資格喪失日が9年1月1日とされ、当該期間のうち、8年12月29日から9年1月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されている。

しかし、B事業所から提出された平成8年12月分給与控除項目集計表、同年分の源泉徴収簿及び同事業所長から提出された理由書により、申立人



は、申立期間においてA事業所に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、平成8年12月分給与控除項目集計表における保険料控除額から59万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人の資格喪失日を社会保険事務所（当時）に誤って届け、申立期間に係る保険料を納付していないと認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和43年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年6月1日から同年7月1日まで

私は、B社の直営販売店統合に伴う人事異動により、昭和43年6月1日付けで、A社からC社へ異動したときの厚生年金保険の加入記録が1か月欠落していることに納得できない。私は、申立期間において継続勤務しており、厚生年金保険料は給与から控除されていたはずなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び事業主から提出された在籍期間証明書から判断すると、申立人は、A社及びその関連会社に継続して勤務し（A社からC社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、異動日については、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった昭和43年7月1日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した120人全てが同日付けでC社（同日新規適用）において被保険者資格を取得していることが確認できることから、同年7月1日とすることが妥当である。

なお、申立期間について事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当時の資料が無いため不明であると回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所における資格喪失日に係る記録を昭和38年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年3月16日から同年4月1日まで

私は、昭和28年10月にA社に入社し、57年5月まで継続して勤務していたが、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が欠落している。当時、同社で行われた組織改編が原因と思われるので、調査の上、厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された在職証明書及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し（同社B事業所から同社C事業所へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日について、A社は、「社内の組織改編があり、C事業所が組織として実際に稼働したのは昭和38年4月1日である。」と回答していることから、同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B事業所に係る昭和38年2月のオンライン記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人の資格喪失日を昭和38年3月16日と誤って届け出たことを認めており、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（B社に名称変更）における資格取得日に係る記録を平成3年8月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を28万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和33年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年8月21日から同年9月1日まで

私は、C社から、同じグループ内のB社に移籍を命じられ、申立期間に派遣先であるD社E支店支店に継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA社F営業所発行の雇入通知書により、申立人が平成3年8月21日からA社に雇用されていることが確認でき、雇用保険の資格取得日ともほぼ符合する上、申立人から提出された給与支給明細書について、G社（B社を承継）は、「申立期間当時、申立人が平成3年8月まではC社H営業所から、同年9月からはA社F営業所から給与を支給されていたことが確認できるところ、当時、給与は毎月20日締め、翌月5日払いで厚生年金保険料は当月控除であった。」と回答していることから、申立人は、A社に勤務し、申立期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社F営業所における平成3年9月の給与明細書により、28万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、G社は当時の関係資料が無く不明と回答しており、これを確認できる関係資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざる

を得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関係資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和45年7月1日に、申立人の同社C工場における資格取得日に係る記録を同日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和11年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年7月30日から同年8月1日まで

私は、昭和35年2月15日から平成8年3月31日まで、A社に継続して勤務した。この間は全て厚生年金保険に加入していると思っていたが、申立期間が厚生年金保険の被保険者となっていない。調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された人事記録及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（昭和45年7月1日付けで同社B工場から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和45年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、「当時、給与計算は本社で行い、社会保険の手続きは各工場で行っていたことからすると、申立人の給与から保険料を控除していたものの、申立期間については社会保険事務所の請求どおり納付していたので、申立人の給与から控除した保険料は、納付していなかったと考え

られる。」と回答していることから、事業主は、A社B工場に係る資格喪失日を昭和45年7月30日、同社C工場の資格取得日を同年8月1日と届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年7月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額を 12 万 9,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 51 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 7 月 5 日

年金事務所で調べた結果、私がA社に勤務していた平成 16 年 7 月に支給された賞与が厚生年金保険の記録に反映されていなかった。賞与支給明細書において厚生年金保険料が控除されているので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与支給明細書及びA社から提出された賞与支給控除一覧表から、申立人は、申立期間において 12 万 9,000 円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、納付したと回答しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とされない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額を12万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和54年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成18年7月10日

A社は、申立期間に賞与を支給し、厚生年金保険料を控除したが、届出事実の発生より2年以内に「被保険者賞与支払届」の届出を行っておらず、申立てに係る厚生年金保険料を納付していなかったが、平成22年11月26日に「被保険者賞与支払届」を提出しているので、給付に反映されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与台帳により、申立人は、申立期間において12万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立人の申立期間に係る賞与支払届を年金事務所に届け出ていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額を87万9,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和30年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年7月10日

A社は、申立期間に賞与を支給し、厚生年金保険料を控除したが、届出事実の発生より2年以内に「被保険者賞与支払届」の届出を行っておらず、申立てに係る厚生年金保険料を納付していなかったが、平成22年11月26日に「被保険者賞与支払届」を提出しているので、給付に反映されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与台帳により、申立人は、申立期間において87万9,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立人の申立期間に係る賞与支払届を年金事務所に届け出ていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額を59万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和47年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成15年12月5日

A社は、申立期間に賞与を支給し、厚生年金保険料を控除したが、届出事実の発生より2年以内に「被保険者賞与支払届」の届出を行っておらず、申立てに係る厚生年金保険料を納付していなかったが、平成22年11月26日に「被保険者賞与支払届」を提出しているので、給付に反映されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与台帳により、申立人は、申立期間において59万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立人の申立期間に係る賞与支払届を年金事務所に届け出ていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とされない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額を90万4,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和26年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成16年12月6日

A社は、申立期間に賞与を支給し、厚生年金保険料を控除したが、届出事実の発生より2年以内に「被保険者賞与支払届」の届出を行っておらず、申立てに係る厚生年金保険料を納付していなかったが、平成22年11月26日に「被保険者賞与支払届」を提出しているので、給付に反映されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与台帳により、申立人は、申立期間において90万4,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後、申立人の申立期間に係る賞与支払届を年金事務所に届け出ていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額を71万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和37年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年12月6日

A社は、申立期間に賞与を支給し、厚生年金保険料を控除したが、届出事実の発生より2年以内に「被保険者賞与支払届」の届出を行っておらず、申立てに係る厚生年金保険料を納付していなかったが、平成22年11月26日に「被保険者賞与支払届」を提出しているので、給付に反映されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与台帳により、申立人は、申立期間において71万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立人の申立期間に係る賞与支払届を年金事務所に届け出ていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額を78万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和41年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年7月8日

A社は、申立期間に賞与を支給し、厚生年金保険料を控除したが、届出事実の発生より2年以内に「被保険者賞与支払届」の届出を行っておらず、申立てに係る厚生年金保険料を納付していなかったが、平成22年11月26日に「被保険者賞与支払届」を提出しているので、給付に反映されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与台帳により、申立人は、申立期間において78万6,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立人の申立期間に係る賞与支払届を年金事務所に届け出ていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額を12万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和56年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成18年7月10日

A社は、申立期間に賞与を支給し、厚生年金保険料を控除したが、届出事実の発生より2年以内に「被保険者賞与支払届」の届出を行っておらず、申立てに係る厚生年金保険料を納付していなかったが、平成22年11月26日に「被保険者賞与支払届」を提出しているので、給付に反映されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与台帳により、申立人は、申立期間において12万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立人の申立期間に係る賞与支払届を年金事務所に届け出ていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。



## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を20万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年8月1日から14年9月1日まで  
私が所持している平成13年8月から14年8月までの給与明細書から控除されている厚生年金保険料に基づく標準報酬月額と、オンライン記録の標準報酬月額に大きな差があるので訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社における申立期間に係る申立人の標準報酬月額については、オンライン記録によると、当初、20万円と記録されていたところ、平成14年10月21日付けで、13年8月1日に遡及して9万8,000円に記録訂正されていることが確認できる。

しかしながら、申立人は申立期間の給与明細書を提出しており、当該記録訂正前の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料が給与から控除されていることが確認できる。

また、当該事業所において平成14年10月21日以前に厚生年金保険被保険者の加入記録がある15人全員（既に資格喪失してる6人を含む）が、申立人と同様に同年10月21日付けで、資格取得時に遡及して標準報酬月額を9万8,000円に訂正されていることが、オンライン記録により確認できる。

さらに、年金事務所が保管する滞納処分票により、申立期間当時、当該事業所において厚生年金保険料等の滞納があったことが確認できる。

加えて、当該事業所の閉鎖登記簿謄本により、申立人は役員でないことが確認できる上、元同僚は「申立人は営業担当であった。」と証言していることから、申立人は当該標準報酬月額の遡及訂正に関与していないもの

と認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、このような処理を行う合理的な理由は見当たらず、当該標準報酬月額の見直しは有効なものとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、平成 13 年 8 月から 14 年 8 月まで 20 万円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成18年7月14日に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を33万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和54年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成17年7月15日  
② 平成18年7月14日

私は、平成17年7月及び18年7月にA（機関）B事業所から賞与を支給されたが、その賞与の年金記録が欠落しているので、訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、A（機関）から提出された賃金台帳及び申立人から提出された平成18年7月14日に支給された賞与に係る給与明細書から、申立人は、33万3,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る申立期間②の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後、申立人の申立期間②に係る賞与支払届を年金事務所に届け出ていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間②の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①については、申立人は、標準賞与額の相違について申立てているが、特例法の適用については、事業主が厚生年金保険被保険者の負担すべき保険料を源泉控除していたと認められることが要件とされているところ、A（機関）から提出された賃金台帳により、申立人は、平成17年7月15日に同機関から賞与の支払を受けているものの、当該賞与に係る保険料を事業主により控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人の主張する標準賞与額に基づく保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

## 千葉国民年金 事案 3538 (事案 2852 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和51年5月から同年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和28年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和51年5月から同年10月まで

前回の申立後、新たな資料や事実は見つからないが、私が昭和51年5月に結婚のため会社を退職した際、夫が私の国民年金の加入手続を行い、同年5月からの国民年金保険料を納付したと記憶しているので、申立期間の納付記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間については、i) 申立人の所持する年金手帳に記載されている国民年金手帳記号番号は昭和51年10月5日に社会保険事務所(当時)からA市に払い出されており、同日以前に加入手続を行うことは考え難いこと、ii) 同手帳に申立人の国民年金の被保険者資格が同年11月17日に任意で取得されたことが記載されており、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない期間であること、iii) オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらないこと、iv) 申立人は申立期間の保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料を納付したとする夫は、保険料の納付方法、納付金額等の記憶が不鮮明のため、申立期間の具体的な納付状況等が不明であること、v) 保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無いことなどから、既に当委員会の決定に基づき平成22年10月6日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人からは申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる新たな資料等は提出されておらず、当初の申立てと同趣旨の主張であるため、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情があるとは認められず、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 千葉国民年金 事案 3539

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和37年7月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 7 月 から 38 年 3 月 まで

私の国民年金については、父が加入手続を行い国民年金保険料を納付していた。両親が保険料を全て納付しているのに、娘の保険料を納付しないはずがない。私の年金記録が未納となっているので訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A市（現在は、B市）の保管する申立人の国民年金被保険者名簿には、申立期間に係る検認記録欄に国民年金保険料の徴収権が時効により消滅したことを示す「時効消滅」の印が押されており、申立期間は時効到来まで未納期間であったことが推認されることから、申立期間の保険料を納付していたとは考え難い。

また、申立人は、申立期間の保険料納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い申立期間の保険料を納付したとする申立人の父は既に亡くなっているため、申立期間の保険料納付状況は不明である。

さらに、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和52年12月から59年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和28年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和52年12月から59年1月まで

私は、昭和52年12月\*日に結婚後、A市役所で夫婦の国民年金保険料を納付し、55年9月にB市へ転居した後は、59年1月までB市役所で夫婦の保険料を納付した。しかし、申立期間が未加入となっているので、この期間の記録を確認してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和52年12月にA市役所で夫婦の国民年金保険料を納付し、55年9月からはB市役所で納付したと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は61年3月31日に社会保険事務所（当時）からC市に払い出された手帳記号番号の一つであり、同市の保管する申立人の国民年金被保険者名簿には、申立人の国民年金の加入手続が同年7月下旬に行われ、同年4月1日に遡って第3号被保険者の資格を新規取得したことが記録されていることから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上、保険料を納付することはできない期間である。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立期間は74か月と長期間であり、申立人が一緒に保険料を納付したとする申立人の夫も当該期間は国民年金に未加入の期間である上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 千葉国民年金 事案 3541

### 第1 委員会の結論

申立人の平成9年4月から10年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和49年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年4月から10年3月まで

私は、平成9年3月まで大学生で収入が無く、国民年金保険料は納付していなかったが、同年4月より社会保険未適用の会社に就職し、A区役所に転入届を出したところ、保険料の納付書が届くようになったので、国民健康保険料と併せてコンビニや銀行で納付していた。申立期間に係る領収書は処分してしまったので、当時の年金番号は不明であるが、申立期間の保険料を納付していたのに未納とされていることは納付できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は「国民年金の加入手続を行ったのは平成12年が初めてであるが、9年4月にA区に転入届を提出したところ、国民年金保険料の納付書が送られてくるようになった。当時年金手帳は所持しておらず、現在の基礎年金番号とは別の番号で保険料を納付した。」と主張しているが、国民年金の加入手続を行わないで保険料を納付したとする主張は不自然である上、戸籍の附票によれば、申立人は同年11月15日にB市からA区に転入したことが確認できることから、申立人の同年4月にA区に転入届を行ったとする記憶と相違する。

また、申立人の基礎年金番号は平成9年12月8日にA区で付番されたものであり、別の国民年金手帳記号番号及び別の基礎年金番号の払出しの可能性について、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったが、いずれも申立人に対して別の番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立期間は平成9年1月の基礎年金番号制度導入後の期間であ



り、年金記録管理業務のオンライン化、電算による納付書作成、領収済通知書の光学式文字読取機による入力等、事務処理の機械化が進んでおり、記録漏れや記録誤り等が生じる可能性は少ない。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 千葉国民年金 事案 3542

### 第1 委員会の結論

申立人の平成10年8月から11年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和48年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年8月から11年2月まで

私は、平成8年4月から会社員として厚生年金保険に加入していたが、10年8月に会社を退職して専門学校生となったので、同年8月頃、母に頼んで厚生年金保険から国民年金への被保険者資格変更手続をしてもらった。国民年金保険料も母が納付してくれていたはずであり、申立期間が未納とされていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成10年8月頃、申立人の母が国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立人の母は、申立期間に係る加入手続を行った時期、場所並びに保険料の納付場所及び納付金額について記憶していないため、申立期間に係る具体的な国民年金の加入手続状況及び保険料の納付状況は不明である。

また、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立期間は平成9年1月の基礎年金番号制度導入後の期間であり、年金記録管理業務のオンライン化、電算による納付書作成、領収済通知書の光学式文字読取機による入力等、事務処理の機械化が進んでおり、記録漏れや記録誤り等が生じる可能性は少ない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成10年11月から11年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 46 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 11 月から 11 年 3 月まで

私は、平成10年11月頃、仕事を退職後に手紙が送られて来たので、A市役所で国民年金への切替手続きをきちんと行い、国民年金保険料を隔月ごとに納付していたにもかかわらず、申立期間が未加入とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料をA市において納付したと主張しているところ、申立人の所持する2冊の年金手帳からは、いずれも申立期間の保険料納付の前提となる国民年金の加入手続が同市で行われた形跡が確認できない上、オンライン記録によれば、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上、保険料を納付することはできない期間である。

また、申立人から「平成10年分の所得税の確定申告書」の写し及び申立期間当時の預金通帳の写しが提出されているが、同確定申告書の社会保険料控除欄には国民年金保険料の記載が認められず、同預金通帳の写しからは申立期間の国民年金保険料相当額を口座から引き出したことが特定できないことから、いずれも申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料として採用することができない上、ほかに関連資料（家計簿、日記等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立期間は平成9年1月の基礎年金番号制度導入後の期間であり、年金記録管理業務のオンライン化、電算による納付書作成、領収済通知書の光学式文字読取機による入力等、事務処理の機械化が進んでおり、記録漏れや記録誤り等が生じる可能性は少ない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 千葉国民年金 事案 3544

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和37年9月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年9月から42年3月まで

私は、昭和45年7月に、市職員に自宅を訪問され「今なら未納分の国民年金保険料を納付することができるので20万円払って下さい。」と言われ、その市職員に国民年金手帳と夫婦二人分の保険料として40万円を渡した。その際、領収書を求めたが「後で国民年金手帳を届ける。」と言われただけだった。後日、国民年金手帳は郵送されたが、信用していたのでその時は国民年金手帳の内容を確認しなかった。その国民年金手帳が郵送されたときの封筒は今も保管しており、申立期間が未納とされていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和45年7月に申立期間に係る夫婦二人分の国民年金保険料として40万円と夫婦の国民年金手帳を市職員に渡したと申述しているところ、同年7月当時は時効成立後の保険料であっても納付可能とする特例納付制度が実施されていたが、申立人が納付したと申述している保険料額は特例納付に必要となる保険料額と大きく相違している上、特例納付等の特殊な納付記録を有する者の被保険者台帳（特殊台帳）は、オンラインによる納付記録の機械管理が導入された後も保存するものとされているが、申立人夫婦の特殊台帳はいずれも存在せず、申立人が申立期間の保険料を特例納付した形跡は見当たらない。

また、申立人は、申立期間の保険料を納付したことを裏付ける資料として、保険料を納付した後、市職員から国民年金手帳が郵送されたときの封筒及びメモを提出しており、申立人は当該メモを納付したことの根拠としているが、当該メモには、当時、申立人が厚生年金保険に加入したことに

よる国民年金被保険者の資格喪失手続が終了したことをお知らせする内容が記載されている以外に申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる記載は無い上、当該元市職員に聴取したが、保険料の納付について具体的な証言は得られなかった。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 千葉国民年金 事案 3545

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和37年9月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年9月から42年3月まで

私は、昭和45年7月に、市職員に自宅を訪問され「今なら未納分の国民年金保険料を納付することができるので20万円払って下さい。」と言われ、その市職員に国民年金手帳と夫婦二人分の保険料として40万円を渡した。その際、領収書を求めたが「後で国民年金手帳を届ける。」と言われただけだった。後日、国民年金手帳は郵送されたが、信用していたのでその時は国民年金手帳の内容を確認しなかった。その国民年金手帳が郵送されたときの封筒は今も保管しており、申立期間が未納とされていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和45年7月に申立期間に係る夫婦二人分の国民年金保険料として40万円と夫婦の国民年金手帳を市職員に渡したと申述しているところ、同年7月当時は時効成立後の保険料であっても納付可能とする特例納付制度が実施されていたが、申立人が納付したと申述している保険料額は特例納付に必要となる保険料額と大きく相違している上、特例納付等の特殊な納付記録を有する者の被保険者台帳（特殊台帳）は、オンラインによる納付記録の機械管理が導入された後も保存するものとされているが、申立人夫婦の特殊台帳はいずれも存在せず、申立人が申立期間の保険料を特例納付した形跡は見当たらない。

また、申立人は、申立期間の保険料を納付したことを裏付ける資料として、保険料を納付した後、市職員から国民年金手帳が郵送されたときの封筒及びメモを提出しており、申立人は当該メモを納付したことの根拠としているが、当該メモには、当時、申立人が厚生年金保険に加入したことに

よる国民年金被保険者の資格喪失手続が終了したことをお知らせする内容が記載されている以外に申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる記載は無い上、当該元市職員に聴取したが、保険料の納付について具体的な証言は得られなかった。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 千葉国民年金 事案 3546

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和56年4月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和13年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和56年4月から61年3月まで

私は昭和35年にA県B郡C町（現在は、D市）に居住していたとき、役場からの勧めで国民年金に加入した。56年にE市からF区に転入し、妻と一緒に同区役所において国民年金の住所変更手続きを行い、夫婦二人分の国民年金保険料の納付は妻が行った。同年4月から61年3月までの保険料は妻が納付したと思うが、年齢を重ねたことは覚えていない。妻の記録は納付済みとなっており、私の記録が未納とされていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和56年にF区に転入し、妻と一緒に区役所において国民年金の住所変更手続きを行い、申立期間の夫婦二人分の国民年金保険料は妻が納付してきたと思うと述べているところ、F区居住者に係る年度別納付状況リスト（59年5月10日付け）によると、申立人の妻の納付状況は確認できるが、申立人のリストは存在しないことから、申立人がその妻と一緒に国民年金の住所変更手続きを行ったことは確認できない上、オンライン記録における申立人の納付状況をみると、61年4月から62年3月までの期間は現年度納付、同年4月から63年3月までの期間は充当及び過年度納付となっている一方、妻の納付状況については、56年4月は未納、同年5月から57年3月までの期間は現年度納付、62年4月から63年3月までは前納となっているため、夫婦の納付状況は相違しており、申立期間において夫婦一緒に納付していたとは推認できない。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の国民年金手帳記号



番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立期間は 60 か月と長期間であり、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 千葉国民年金 事案 3547

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年11月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和25年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年11月から53年3月まで

私は、母から、私の国民年金保険料は納付してあると聞いていた。私の妹も昭和53年までの保険料が未納とされているが、保険料は母が家族4人分を納付していたはずなので、申立期間が未納とされていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金については、その母が加入手続を行い、家族4人分の国民年金保険料を納付してくれていたと申述しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果及びA市の被保険者名簿により、昭和53年8月22日頃にA市において申立人の妹と連番で払い出されていることが確認でき、同時期、申立人の国民年金の加入手続が行われたものと推認でき、加入時点において申立期間の大半は時効により保険料を納付することができない期間である。

また、申立人が加入した時点においては、第3回特例納付の実施期間であり、申立人と同時期に加入した申立人の両親は特例納付を行っていることが特殊台帳により確認することができるが、年金の受給資格期間を考慮すると、申立人の両親は加入時点において特例納付を行う必要がある一方、申立人の受給資格期間はその両親と同様な状況ではない上、申立人と連番で手帳記号番号が払い出された申立人の妹も昭和48年5月から53年3月までの保険料は未納であることから、申立人が申立期間の保険料を特例納付したとも考え難い。

さらに、申立人の保険料を納付したとする申立人の母は既に亡くなっており、保険料の納付状況は不明である上、申立期間の保険料を納付してい

たことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から48年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和17年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年4月から48年12月まで

私は、昭和44年3月に会社を退職した後、国民健康保険に加入するため妻がA市役所に行き、私の国民年金の加入手続も一緒に行ってくれた。私は当時、自営業であり、仕事場を離れられなかったため妻が市役所で国民健康保険料及び国民年金保険料を納付した。申立期間について未加入とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和44年3月に会社を退職した後に、国民健康保険に加入するためその妻がA市役所に行き、私の国民年金の加入手続も一緒に行ってくれ、国民年金保険料も妻が納付していた。」と申述しているが、申立期間当時、保険料の納付については、加入時において国民年金手帳記号番号の払出しを受け、その手帳記号番号に基づき保険料を納付するところ、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、国民年金手帳記号番号払出簿によりA市に払い出された手帳記号番号を調査した結果、当該払出簿の申立期間前後において申立人の氏名は無く、欠番も無いことから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間である。

さらに、国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ったとする申立人の妻は加入時において交付される国民年金手帳を受領した記憶は無いと述べているなど加入手続の状況は不明である上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和52年7月から57年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 7 月から 57 年 5 月まで

私は、昭和52年7月に結婚するため会社を退職して、同年9月に結婚した後、A市B区役所で国民年金の加入手続を行い、毎月郵便局から国民年金保険料を納付していた。

昭和53年3月にC市D区Eに転居し、同年の春から55年3月までは毎月郵便局で保険料を納付し、同年3月には、夫の仕事でF国へ行くために約2年間の保険料は前納しているはずなので、申立期間が未加入とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和52年9月に結婚した後、国民年金の加入手続を行ったと申述しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿によると56年11月9日にG市に払い出された手帳記号番号の一つであり、申立人の所持する年金手帳から申立人は57年10月6日に国民年金に任意加入していることから、同日に加入手続を行ったことが推認できる上、当該資格取得日はオンライン記録とも一致することから、資格取得以前の申立期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立期間のうち、昭和55年4月から57年5月までの保険料は、夫の仕事のためF国へ行くことになり、55年3月にH郵便局で約2年間の保険料を前納したと主張しているが、C市では1年を超える前納保険料に

については収納していないことが確認できる。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 千葉国民年金 事案 3550 (事案 3150 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和39年9月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 9 月 から 48 年 3 月 まで

私は、当初の申立て後、新たな資料は見つからないが、前回の申立てにおいて主張した国民年金の加入場所及び国民年金保険料の納付場所は私の勘違いであったことが分かった。

私は、昭和49年4月又は同年5月頃に、夫とA市役所へ行き、国民年金の加入手続きを行い、同時に未納であった夫婦二人分の保険料をまとめて納付した。

その後、夫の年金受給手続きのために夫と社会保険事務所（当時）へ行ったときに、職員から、私の保険料は全部納付されていると言われ安心していただけなのに、私の年金記録が8年間未納とされていることは納得できないので再審議してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人は、結婚後の昭和43年から44年頃、国民年金の加入手続きを行い、3年から4年分の国民年金保険料を遡って納付したと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は49年1月10日にA市に払い出された手帳記号番号の一つであり、申立人の所持する国民年金手帳の発行日が同年4月20日となっていることから同日に加入手続きを行ったことが推認でき、夫婦連番で手帳記号番号が払い出されていることが確認できること、ii) オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に申立期間の保険料を納付する前提となる別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらないこと、iii) 申立人が加入手続きを行ったとする時点で、申立期間の過半が時効により保険料を納付す

ることはできない上、特殊台帳においても、申立人の夫が36年4月から48年3月までの保険料を55年1月に第3回特例納付制度により保険料を納付したことは確認できるものの、申立人が申立期間の保険料を納付していたことは確認できないことなどを理由として、既に当委員会の決定に基づき平成22年12月28日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てにおいて、申立人は昭和49年4月又は同年5月頃に、国民年金の加入手続と同時に未納であった夫婦二人分の保険料をA市役所の国民年金担当窓口でまとめて納付したと申述しているところ、申立期間の保険料を納付する場合、過年度納付及び特例納付が考えられるが、特殊台帳において、申立人と一緒に納付したとするその夫は同年4月又は同年5月頃に過年度納付した形跡は見当たらない上、その夫は第3回特例納付により、55年1月に申立期間と重複する自身の未納期間の保険料を納付しており、申立人の主張と相違している。

また、申立人の夫は、自身の年金受給資格期間を満たすために特例納付する必要性があったが、申立人は、国民年金に加入後60歳に達するまでに377か月あり、加入以降の保険料を納付することにより年金受給資格を満たすことから、その夫と同様な意思に基づいて特例納付を行う必要性はうかがえず、特例納付を行ったとは考え難い。

さらに、申立期間のうち、昭和39年9月から40年3月までの期間は、申立人は厚生年金保険の被保険者であることから、平成21年10月30日に国民年金被保険者の資格取得日を昭和39年9月18日から40年4月23日に訂正されたが、オンライン記録において、当該期間に係る保険料が還付された事実はなく、記録訂正前は未納期間であったことが推認できる。

加えて、申立人はその夫と一緒に納付したとする保険料額の記憶が無いと述べている上、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる新たな資料は提出されておらず、当該主張は、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人の平成6年6月から7年2月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

また、申立人の平成7年3月及び同年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和49年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成6年6月から7年2月まで  
② 平成7年3月及び同年4月

私はA市役所で国民年金に加入して国民年金保険料を納付し始めたが、平成6年6月から7年2月までの期間は学生のため保険料の免除申請をしたはずなので、未納とされていることは納得できない。

また、平成7年3月及び同年4月の保険料は追納しようとして社会保険事務所（当時）に問い合わせたところ、納付期限に間に合うと聞き、お金は準備していたのになかなか用紙が送られてこなかったため追納することができなかったが、今からでも追納することができないか調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、学生であったため保険料の免除申請を行ったはずであると述べているが、申立期間当時の免除期間に係る事務の取扱いについては免除申請のあった日の属する月の前月から免除の対象となっていたところ、オンライン記録によると、免除期間は平成7年から記録されており、同年における免除申請日は同年4月28日であることが確認できることから、申請日の前月である同年3月から翌8年3月までの期間が免除となり、オンライン記録と事務取扱いにおいて齟齬<sup>そご</sup>は無い上、免除記録の取消等の不自然な事務処理が行われた形跡は見当たらない。

また、申立人は申立期間①に係る免除申請時期、申請期間等について記憶が定かでない上、ほかに申立期間①の保険料を免除されていたことを示

す関連資料（免除承認通知書等）は無く、申立期間①の保険料を免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間②については、申立人は追納保険料の納付について述べているところ、免除期間に対する保険料の追納については、国民年金法において、申し出を行い、追納の承認を受けることとされており、追納できる期間は承認月前 10 年以内であることが規定されている。

オンライン記録において、平成 7 年 4 月から 9 年 3 月までの期間の追納の申し出は 17 年 4 月 28 日に行われていることが確認でき、納付期限が同年 4 月 30 日と記録されていることから、追納の申し出の承認日は同年 4 月 28 日であると考えられるところ、当該期間の追納保険料は同年 5 月 2 日に収納されており、承認日から追納可能な 10 年を経過する 7 年 4 月分は納付期限経過により 17 年 5 月 1 日に還付されており、申立期間②のうち 7 年 4 月の保険料は追納することができなかったことが認められる。

また、申立人が申立期間②のうち平成 7 年 3 月の保険料については追納することができなかったと申述している上、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①の国民年金保険料を免除されていたと認めることはできず、申立期間②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 千葉国民年金 事案 3552

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和54年6月から57年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和34年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年6月から57年3月まで

私は、家業を継いで両親と共に働いており、昭和54年当時、母が市役所の人に勧められて国民年金保険料をまとめて納付して未納が無いのに、私の保険料だけが未納とされていることは納得できないので調べてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の資格取得日から、申立人の国民年金の加入手続は、昭和58年5月頃に行われ、この際、54年6月に遡って国民年金の被保険者資格を取得したものと推認でき、加入手続が行われた時点では、申立期間の過半は時効により国民年金保険料を納付できない期間である。

また、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人自身は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、保険料を納付していたとする申立人の母からも具体的な証言は得られない上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 千葉国民年金 事案 3553

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 8 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 41 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 8 月

私の妻が昭和 62 年 8 月頃に A 市役所に行き、私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付したのに、申立期間が未加入とされていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、その妻が昭和 62 年 8 月頃に申立人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付したと申述しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により平成 2 年 6 月 8 日に A 市に払い出された手帳記号番号の一つであることが確認できる上、申立人の所持する年金手帳の「被保険者となった日」欄には同年 8 月 31 日と記載されており、オンライン記録とも一致することから、当該資格取得日以前の申立期間は、国民年金に未加入の期間であり、制度上、保険料を納付することはできない期間である。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 4 月から 41 年 3 月まで  
② 昭和 43 年 4 月から 44 年 3 月まで  
③ 昭和 44 年 4 月から 46 年 5 月まで

私は、中学校を卒業後、申立期間①及び②は、A市BのC丸に乗船した。また、申立期間③は、父と2名でD丸を運航した。これらの期間の船員保険の被保険者記録が欠落していることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②については、申立人は、「C丸の乗組員は約7名であった。」と供述しているところ、E事業所は、「乗組員7名の漁船は19トン程度であると思われる。」と回答していることから、C丸は船員保険の適用基準(20トン以上)を満たしていなかった可能性が考えられる。

また、年金事務所の記録によると、A市Bにおいて、C姓の者は船員保険の船舶所有者として確認できない。

さらに、申立人は、「船舶所有者がC姓であったことは確かだが、名前については定かではない。」と供述しているところ、申立期間中にA市内でC姓の船舶所有者が2名確認できるが、両者の船員保険被保険者名簿に申立人の氏名は無く、被保険者証の番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間①及び②の船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間③については、申立人は、「父と2名で釣客数名を乗船させ、D丸を運航していた。」と供述していることから、D丸は、船員保険の

適用基準を満たしていないことが推認できる。

また、年金事務所の記録により、F県において、申立人の父の氏名は船員保険の船舶所有者として確認できない。

さらに、オンライン記録により、申立人の父は、申立期間③において船員保険の加入記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間③の船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 千葉厚生年金 事案 3535（事案 1450 の再申立て）

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 7 月 12 日から 42 年 12 月 30 日まで  
私は、申立期間について、年金記録の訂正のあっせんを行わないという通知をもらったが、昭和 36 年 7 月 12 日に A 社（現在は、B 社）C 支社に入社し、42 年 12 月 30 日まで継続して勤務した。この期間の厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、複数の元同僚の証言により、申立人が申立期間において A 社 C 支社に勤務していたことは推認できるが、申立人は D（職種）だったと述べているところ、当該事業所は、申立期間当時の D（職種）の勤務形態は「委任契約」であり、D（職種）の社会保険加入は昭和 49 年 3 月から開始したと回答していることから、当該事業所では、申立期間当時、D（職種）に厚生年金保険を適用していなかったものと考えられる上、申立人は、オンライン記録により、申立期間において国民年金に加入し、申立期間のうち、41 年 4 月から 42 年 6 月までの国民年金保険料を納付していることが確認できることなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成 21 年 12 月 24 日付けで、年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

今回の申立てにおいて、申立人は、A 社に入社した昭和 36 年 7 月 12 日から厚生年金保険に加入していたと主張しているが、新たな事情、資料等はなく、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 9 月 28 日から 47 年 4 月 5 日まで

私は、A事業所に、昭和 46 年 9 月 28 日から 48 年 10 月 1 日まで勤務していたにもかかわらず、同事業所が移転する前の 46 年 9 月 28 日から 47 年 4 月 5 日までの期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いので調べてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人と同室だった先輩及び複数の元同僚の証言から、申立人が申立期間当時、A事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、当該事業所は平成 5 年 12 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、事業主は既に死亡していることから、関連資料の所在は不明であり、申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、当時、総務経理の責任者であった者は、「その頃、B（業種）は人の出入りが激しかったので、厚生年金保険被保険者の資格取得手続が 6 か月くらい遅れることもあったと思う。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 50 年 11 月 2 日から 55 年 5 月 1 日まで  
② 昭和 55 年 7 月 1 日から 63 年 12 月 1 日まで  
③ 昭和 63 年 12 月 1 日から平成 3 年 2 月 1 日まで  
④ 平成 3 年 4 月 30 日から同年 7 月 1 日まで  
⑤ 平成 3 年 8 月 1 日から 7 年 7 月 1 日まで  
⑥ 平成 7 年 8 月 1 日から 10 年 7 月 1 日まで

私は、申立期間①及び②については、A社（現在は、B社）の現場で、C市D区のE事業所又はF市のG事業所に勤務した。申立期間③については、H郡I町のJ社（現在は、K社）に勤務した。申立期間④については、L区のM社に勤務した。申立期間⑤については、N社の現場で、O市のP社の下請けでQ市のR社に勤務した。申立期間⑥については、H郡I町のK社に勤務していたが、それぞれの申立期間における厚生年金保険の被保険者記録が欠落しているため納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②については、申立人は、「A社の下請け会社でC市D区のE事業所又はF市のG事業所に勤務した。」と主張しているが、オンライン記録では、申立期間①及び②当時C市D区のE事業所又はF市のG事業所は、厚生年金保険の適用事業所として確認できない上、所在地を管轄する法務局において、当該事業所に係る登記簿謄本及び閉鎖簿謄本の確認ができない。

また、C市に所在するE事業所と同名の3社及びS市に所在するG事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、いずれも申立人の氏名は確認できない。

さらに、元請会社であるA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録に申立人の氏名は無い上、同社は、「申立人は、T（作業）に従事していた下請けの労働者と推察され、これらの者は、日雇健康保険のみの加入で、厚生年金保険には加入していなかった。」と回答している。

加えて、申立人の国民年金被保険者台帳によると、申立人は申立期間において、昭和50年11月から52年6月まで国民年金保険料の納付期間及び同年7月から54年8月まで法定免除期間となっている上、申立期間①及び②の一部が含まれる同年9月から60年3月まで、申請免除期間となっていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間③については、申立人の業務等に関する具体的な申立内容及び元同僚の証言から、申立人がJ社（現在は、K社）に勤務していたことは推認できる。

しかし、当該事業所は、平成元年3月22日に厚生年金保険の適用事業所となっていることから、申立期間の一部（昭和63年12月1日から平成元年3月21日まで）は、適用事業所になる前の期間である上、当該事業所は、「保存期間経過のため、当時の関係資料（賃金台帳、源泉徴収票等）は保管していない。」と回答している。

また、申立人が氏名を挙げた元同僚3名のうち、所在が判明し、照会して回答を得られた1名は、申立人の勤務期間及び勤務実態は覚えていない上、申立期間③当時厚生年金保険に加入していた元同僚のうち、所在の判明した元同僚2名のうち1名から申立期間③の一部の勤務実態についての供述を得られたものの、いずれの元同僚からも保険料の控除について具体的な供述は得られなかった。

さらに、申立人の厚生年金保険手帳記号番号は、オンライン記録によると当該事業所において平成3年2月1日に厚生年金保険に加入したことにより、初めて払い出された番号であることが確認でき、記録管理に不自然さは見当たらない。

このほか、申立人の申立期間③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 申立期間④については、申立人の業務等に関する具体的な申立内容から、申立人がM社に勤務していたことは推認できる。

しかし、当該事業所は保存期間経過のため、当時の関係資料（賃金台帳、源泉徴収票等）は保管していない上、現在の事業主は、「当時の担

当者が退職しており、当時のことは不明だが、現在は、試用期間として、勤務開始から半年ぐらい厚生年金保険に加入させていない。」と回答している。

また、申立人は元同僚を記憶していないことから、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間④に被保険者資格を有している7名のうち所在が判明した5名に照会し、回答を得られた3名からは、勤務期間及び勤務実態についての具体的な供述を得られなかった。

さらに、雇用保険の加入記録では、申立期間④にM社の被保険者であったことは確認できない。

このほか、申立人の申立期間④における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 4 申立期間⑤については、申立人は、「P社の下請けでQ市にあったR社に勤務した。」と主張している。

しかし、申立人は、当時の事業主及び同僚の氏名を覚えておらず、元同僚等に聞き取り調査を行うことができないことから、申立期間⑤当時の勤務実態について確認できない。

また、申立人は、「P社社長宅の隣にあった寮に居住し、R社に勤務していた。」と主張するところ、申立人が記憶している元社長の親族2名に照会したが、そのうちの1名からは協力を得られない上、残りの1名は、申立人を記憶しておらず、申立人の勤務実態等について供述を得ることができない。

さらに、元請のN社に、当時の下請け会社の雇用実態を照会したところ、保存期間経過のため資料は保管されていないところ、当時の事情を知る当該事業所の社員に聴取したが、P社に記憶はあるものの、R社については記憶が無く、勤務実態について供述を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間⑤における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 5 申立期間⑥については、雇用保険の加入記録及び複数の元同僚の証言から、申立人はK社に勤務していたことは確認できる。

しかし、当該事業所の元社会保険事務担当者は、「出稼ぎの者が多く、地元で国民年金に加入していることから、厚生年金保険に加入しない者も多かった。」と供述している上、当時の元経理事務担当者は「給与から預かり金を控除して、納付しないことはあり得ない。」と供述している。

また、当時の事業主に照会したが、協力は得られなかった上、申立期間⑥当時当該事業所で厚生年金保険の被保険者資格を取得した元同僚2名に照会したが、申立人の勤務期間及び勤務実態について具体的な供述を得られなかった。

さらに、U国民健康保険組合は、申立人の加入期間について、「平成10年7月1日から20年4月16日まで。」と回答しており、オンライン記録と一致する。

このほか、申立人の申立期間⑥における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 6 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①、②、③、④、⑤及び⑥に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 63 年 10 月から平成元年 4 月まで  
② 平成元年 10 月から 3 年 7 月まで

私は、昭和 62 年 10 月に A 社に入社以来、業績を上げ、順調に昇格し、給料も上がっているのに、標準報酬月額が下がっていることに納得できないので、調査をしてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間については、昇格し給与は上がっており、標準報酬月額が下がることは無かった。」と主張している。

しかし、申立期間当時の元事業主及び経理事務担当者は「固定給は年に 1、2 回変動があり、業績手当、報奨金等の諸手当は毎月変動があった。」、「申立人は B（業種）をしており、給与は、固定給と成績に応じた歩合給になっており、支給金額に変動があったと思う。」と回答している。

また、申立人の元同僚が保有していた申立期間の一部の給与明細書では、オンライン記録における標準報酬月額に見合う厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

さらに、オンライン記録により、当該事業所における申立人に係る標準報酬月額の届出について、固定給の変動とともに標準報酬月額が 2 等級以上変わったときに届出する月額変更届が事業主から社会保険事務所（当時）に届出されていることが確認できる上、申立人の申立期間に係る標準報酬月額に関して、遡及訂正等の不自然な記録訂正がなされた形跡は認められない。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 千葉厚生年金 事案 3539

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年4月から28年9月3日まで

私は、昭和26年4月から29年3月12日まで、A市にあったB社に勤務し、その間、終始、厚生年金保険に加入していたはずであり、申立期間が未加入となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和28年9月3日にB社において厚生年金保険の被保険者資格を取得しており、申立人と同じ日に被保険者資格を取得している同郷の元同僚は、「私は、28年4月頃にB社に入社し、試用期間を経て同年9月3日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した。申立人は、私より遅れて入社し、私がC（職種）として働いていた同社の寮のD（施設）で働くようになった。」と供述している上、27年4月1日に当該事業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得している申立人の実兄は、「私は、26年4月にB社に入社し、試用期間を経て厚生年金保険の被保険者資格を取得した。弟は、私が入社して1から2年後に、私を頼って入社した。」と供述している。

また、当該事業所の元事業主の所在が不明なため、申立期間に係る申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 5 月から 50 年 5 月まで

私は、昭和 47 年 5 月に A 県 B 市の C 社 D 工場に E (職種) として入社し 50 年 8 月まで正社員として勤務したが、同年 5 月までの厚生年金保険の加入記録が欠落していることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人は、C 社 D 工場において昭和 50 年 5 月 21 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年 8 月 29 日に被保険者資格を喪失しており、雇用保険の加入記録とも一致することから当該期間に勤務をしていたことは認められる。

しかし、申立期間について、元同僚は、「申立人を知っているが、申立人がいつから勤務したかまでは覚えていない。」と供述しており、経理担当の元同僚は、申立人を覚えていないと供述している上、当該事業所は既に閉鎖し、元事業主も死亡しているため、申立人の勤務期間を特定することができない。

また、オンライン記録により、申立人は、昭和 36 年 4 月から国民年金に加入し、申立期間においても国民年金保険料を納付している上、申立期間直後の 50 年 5 月から同年 7 月までは当該事業所において厚生年金保険に加入していたことが判明したことから、平成 23 年 1 月 19 日に還付決議が行われていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和20年12月1日から21年12月6日まで  
② 昭和22年3月10日から同年9月16日まで

私は、終戦後、申立期間①はA省（当時）B局に雇員として使用され、C（船名）及びD（船名）に乗船し、E（作業）に従事した。その後、申立期間②はF（機関）においてG（職種）として勤務した。これら申立期間①及び②が、厚生年金保険の被保険者期間となっていないことに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、厚生年金保険制度において、国の事業所が強制適用事業所となるのは、昭和23年8月以降であるところ、A省B局が厚生年金保険の適用事業所になったのは、30年1月1日であり、申立期間①は適用事業所になる前の期間である。

また、H省I局から提出された申立人に係る履歴書において、申立人が雇員としてC（船名）に乗船していた昭和20年12月1日から21年2月15日までの期間及び同年4月4日から同年6月15日までの期間については、J省K局は、「これらの在職期間は、恩給公務員としての在職年と認められる。」とした上で、「年金たる恩給は、公務員として一定年限以上勤務して退職した場合に支給され、また、一時恩給は、公務員として3年以上継続して勤務して退職した場合に支給されることから、申立人は年金恩給及び一時恩給の対象とならないと考えられる。」と回答している。

さらに、昭和21年6月15日から同年12月6日までの期間については、当該履歴書上では、「召集解除」、「雇員として勤務継続」と記載

されているところ、国家公務員共済組合連合会は、申立人の組合員記録について、「当会の保有するデータに、申立人に係る資料は無い。」、「国家公務員共済組合法（旧法：23年法律第69号）は、23年7月1日に施行され、24年10月1日から非現業官庁の職員にも年金制度が適用されることになったことから、当該期間は、適用前の期間である。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間②については、F（機関）から提出された在職証明書により、申立人は、昭和22年3月10日から同年9月16日まで、G（職種）としてF（機関）に勤務したことは確認できる。しかし、厚生年金保険制度において、国の事業所が強制適用事業所となるのは23年8月以降であるところ、オンライン記録において、F（機関）は、申立期間に厚生年金保険の適用事業所として確認できない。

また、J省K局は、申立人のG（職種）の在職期間について、「恩給公務員としての在職年と認められる。」とした上で、「年金たる恩給は、公務員として一定年限（以上勤務して退職した場合に支給され、また、一時恩給は公務員として3年以上継続して勤務して退職された場合に支給されることから、申立人は、年金恩給及び一時恩給の支給対象とはならないと考えられる。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 10 月 5 日から 45 年 3 月 1 日まで  
私は、昭和 43 年 5 月から 46 年 4 月まで A 社に勤務した。その間、何も変わらず継続して勤務していたのに、厚生年金保険の被保険者期間が 44 年 10 月から 45 年 2 月まで欠落していることに納得できないので調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び複数の元同僚の証言から判断すると、申立人は、申立期間に A 社に継続して勤務していたことは確認できる。

しかし、A 社（事業所記号：\*）は、昭和 44 年 10 月 5 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、同社は、事業所記号を「\*\*」に変更した上で、45 年 3 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所になっており、申立期間は適用事業所でない期間である。

また、A 社（\*）が厚生年金保険の適用事業所でなくなった昭和 44 年 10 月 5 日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失した申立人を含む 26 名のうち 23 名は、A 社（\*\*）が適用事業所になった 45 年 3 月 1 日に被保険者資格を取得しているが、いずれも申立人と同じく、同社において再度被保険者資格を取得するまでの申立期間における厚生年金保険の加入記録は無い。

さらに、A 社（\*\*）は既に適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主は死亡しており、当時取締役であった 2 名は、「申立期間当時の関係資料は無く、社会保険関係も事業主が担当していたので不明である。」と供述していることから、申立人の申立期間当時の厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 千葉厚生年金 事案 3543

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年10月28日から24年3月28日まで  
私の夫は、昭和21年12月から24年3月までA社に勤務したが、そのうち22年10月28日以降の厚生年金保険の被保険者記録が欠落しているので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が氏名を挙げた元事業主及び元同僚は、既に死亡又は連絡先不明であることから、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間において被保険者資格を有する者に照会を行った結果、連絡の取れた元同僚3人のうち、唯一申立人を覚えていた元同僚は、申立人の勤務期間までは覚えておらず、申立人の退職時期を確認できない。

また、当該事業所は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、元事業主も死亡し、申立期間当時の給与台帳等関係資料の所在は不明であることから、申立人の申立期間当時の厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年5月頃から23年4月1日まで

私は、昭和21年5月頃にA区に所在したB事業所に入社し、入社時から厚生年金保険料を控除されていたと思っていたが、厚生年金保険加入記録は23年4月1日からとなっているので、申立期間を厚生年金保険加入期間と認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚の証言により、申立人は、申立期間にB事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人が一緒に入社したとして氏名を挙げた3名の元同僚のうち、唯一連絡の取れた元同僚は、「1年ぐらい在職したが、その間、厚生年金保険料は控除されていなかったと思う。B事業所において厚生年金保険の加入記録が無いことには納得している。」と供述しており、B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、当該元同僚の厚生年金保険の加入記録は確認できない。

また、申立人と同日の昭和23年4月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し連絡の取れた複数の元同僚は、その記憶する入社時期より6か月から24か月後に厚生年金保険に加入しており、いずれもその間の保険料の控除について記憶していないものの、自身の厚生年金保険の加入記録に納得しており、そのうちの1名は、「23年に労働組合ができ、それから厚生年金保険関係も整ったのではないか。」と供述している。

さらに、上記被保険者名簿において、申立人と同日の昭和23年4月1日に資格を取得している者は申立人を含め16名おり、その中には、申立人が一緒に入社したとして氏名を挙げた2名の元同僚が含まれている上、

同社において同日以前に厚生年金保険の被保険者資格を取得したのは、21年5月1日が最後であり、同社は同日以降の採用者について23年4月1日にまとめて厚生年金保険の資格取得を行ったことがうかがえる。

加えて、B事業所は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間当時の事業主も死亡しているため、当時の賃金台帳、源泉徴収票等の関連資料の所在は不明であることから、申立人の申立期間当時の保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 7 月 6 日から 40 年 10 月 1 日まで  
私がA社に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が1万8,000円と記録されているが、実際にもらっていた給料は4万円以上であったので、調査して標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間における標準報酬月額が1万8,000円と記録されているが、実際の給与は4万円以上であったので、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。」と主張している。

しかし、A社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、元事業主及び申立人が氏名を挙げた元同僚は死亡していることから、申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間において、厚生年金保険被保険者の資格を有する元同僚に対し保険料の控除について照会したが、具体的な回答は得られなかった。

さらに、当該事業所において、申立人と同様に昭和 39 年 7 月に厚生年金保険被保険者の資格を取得した従業員 7 人のうち 4 人及び当該取得日と近接する同年 5 月に被保険者資格を取得した従業員 16 人のうち 5 人の資格取得時の標準報酬月額は、いずれも 1 万 8,000 円と記録されていることが確認でき、申立人のみが特殊な取扱いを受けていた事情は見当たらない。

加えて、上記被保険者名簿における申立人の標準報酬月額はオンライン記録とも一致しており、遡及訂正等の不適切な処理が行われた形跡は見



当たらない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。